

原発事故避難者に対する住宅支援についての意見書

政府の原子力災害対策本部は、昨年6月「復興の加速化」をもとに、避難指示区域指定の解除・区域外避難者の住宅支援を平成29年3月で打ち切り、精神的賠償を平成30年3月に打切るといふ、原発事故被災者に打撃を与える方針を示した。また、福島県が公表した「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」も、民間賃貸住宅への家賃支援の対象を狭め、低い補助率の上、わずか2年間で打ち切るものだった。

しかし、多くの区域外避難者（自主避難者）や特に小さな子どもの親たちは、避難の継続を希望している。避難者を支援する団体、避難者を受け入れている自治体も、住宅借上制度の複数年延長と柔軟な運用を求めてきた。

避難者の生活の最も重要な基盤となる住宅への支援策は、本来、生存権を定めた憲法で保障されるものである。また、同法で想定されていなかった、長期にわたる放射性物質による汚染という原子力災害の特性に対処するため、「原発事故子ども・被災者支援法」が制定されたものであり、この法律に基づく抜本的な対策や新たな法制度が必要である。

よって、政府及び福島県においては、被災者に寄り添うとともに、次の事項について強く要望する。

- 1 原発事故による避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行うこと。また、現在の入居者に対して平成28年度末で退去を迫らないこと。
- 2 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた、「原発事故子ども・被災者支援法」を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

静岡県牧之原市議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・復興大臣・総務大臣・
国土交通大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・環境大臣・
内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）・
福島県知事